

平成 31 年

富岡町議会会議録

第 1 回臨時会

2 月 6 日開会・閉会

富岡町議会

平成31年第1回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 2月6日（水曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
開 会 （午前10時00分）	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長挨拶	3
○報告第1号 専決処分の報告について	4
○報告第2号 専決処分の報告について	7
○議案第1号 工事請負契約について	12
○議案第2号 工事請負契約の変更について	17
○閉会の宣告	19
閉 会 （午前11時00分）	19

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成31年第1回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

平成31年2月6日(水) 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第1号 専決処分の報告について
日程第4 報告第2号 専決処分の報告について
日程第5 議案第1号 工事請負契約について
日程第6 議案第2号 工事請負契約の変更について
-

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員(14名)

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君

企 画 課 長	原 田 德 仁 君
税 務 課 長	小 林 元 一 君
健 康 福 祉 課 長	植 杉 昭 弘 君
住 民 課 長	杉 本 良 君
参 事 兼 生 活 環 境 課 長	石 井 和 弘 君
産 業 振 興 課 長	猪 狩 力 君
復 興 推 進 課 長	黒 沢 真 也 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教 育 総 務 課 長	飯 塚 裕 之 君
抛 点 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
郡 山 支 所 長	斉 藤 一 宏 君
参 事 兼 い わ き 支 所 長	三 瓶 雅 弘 君
総 務 課 課 長 補 佐	遠 藤 博 生 君
総 務 課 課 長 補 佐	杉 本 真 樹 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 査	杉 本 亜 季

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

13番 渡 辺 三 男 君

1番 渡 辺 英 博 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(塚野芳美君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○町長挨拶

○議長(塚野芳美君) ここで、町長より臨時会招集理由の説明を求めます。

町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

○町長(宮本皓一君) 改めまして、おはようございます。議員の皆様には、お忙しい中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。平成31年第1回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、

招集の理由を申し上げます。

本臨時会は、公用車事故に係る損害賠償の額の決定及び和解並びにため池放射性物質対策工事（1工区）に係る専決処分の報告についての2件を報告するとともに、曲田都市計画街路4号線地盤改良工事外1件の仮契約が調いましたので、工事請負契約について1件、工事請負契約の変更について1件の計4件について提出いたすものであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いをいたします。

○報告第1号 専決処分の報告について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

松本総務課長補佐の朗読を求めます。

松本総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 提案理由を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

本報告案件は、平成30年6月4日に発生した公用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を遠藤総務課長補佐より求めます。

遠藤総務課長補佐。

○総務課課長補佐（遠藤博生君） おはようございます。それでは、報告第1号 専決処分の報告についての内容をご説明申し上げます。

報告第1号別紙、専決第12号、専決処分書をごらんください。本件は、平成30年6月4日午後2時30分ごろ、いわき市平北白土の富岡町役場いわき支所敷地内駐車場において公用車を駐車させようとした際に運転操作を誤り、いわき支所西側にあります有限会社サンエイ・スペースが所有する倉庫の室外機に接触し、倉庫外壁を破損したものであります。本件につきましては、町側に全面的な過失があるため、物件修理費用の全額に当たる13万1,900円を町の損害負担額とすることとし、町長の専決処分事項の指定について第1項により和解をいたしました。なお、本件事故に係る損害の賠償額につ

きましては、財団法人全国自治協会自動車損害共済により全額補填されるため、町からの実質的な費用負担は生じないものであることを申し添えます。

以上のことから、平成30年12月17日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第1項に基づきご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 今回の事故は、非常に単純なミスというか、考えられないようなミスなのですが、何か午後2時半ごろというところかへ行って帰り際なのかなという感じを持ちますが、どういう健康状態というか、その辺はもう正常であったのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 遠藤総務課長補佐。

○総務課課長補佐（遠藤博生君） お答えいたします。

健康状態ということのご質問でございますが、職員からは特段体調の不良があったという報告はいただいておりませんで、議員おっしゃったように単純な操作ミスであったということで報告をいただいております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） この事故を起こした職員というものは、年齢は。30歳前とか30歳以降とか、その辺ちょっともう一点伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 遠藤総務課長補佐。

○総務課課長補佐（遠藤博生君） お答えいたします。

議員の今のご質問によりますと、30歳以上ということになります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 今後単純なミスを起こさないように安全管理には十分注意していただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（塚野芳美君） 遠藤総務課長補佐。

○総務課課長補佐（遠藤博生君） ありがとうございます。

本件に限らず、随時交通安全につきましては庁議等でも促しておりますところではありますが、引き続き職員の交通安全の意識の高揚に努めてまいりたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 去年の6月の事故が何で今報告なのかということ1点とフロントを前進でぶつけたみたいなのですけれども、駐車スペース前進入ったとしても、車どめ関係なかったのか。具体的にどんな状態で、先ほど11番議員も言ったけれども、考えられない状態なのだけれども、ましてやフロントで押したみたいだから、ちょっとこの点教えてください。

○議長（塚野芳美君） 遠藤総務課長補佐。

○総務課課長補佐（遠藤博生君） お答えいたします。

まず、専決処分までの時間についてでございますが、時系列でご説明いたしますと、本件発生が6月4日ということで、速やかに福島県自動車共済サービス事務所に示談の代行を依頼しておりまして、6月18日にはサービス事務所の職員が物件所有者とともに現場を確認をしております。その後、物件所有者の指定する施工業者に修繕を依頼していましたが、修繕業者の都合によりまして修繕完了まで時間を要してしまいまして、修繕完了をもって示談としたことから日数がかかってしまったものであります。

それから、2点目でございますが、事故の状況ということでございます。この日は、支所内で作業を行っておりまして、その作業を行っている中で車両を移動させるために、公用車を運転していたところ、前進の中で車を移動させる中で誤って接触をしてしまったというものであります。先ほども申し上げましたとおり、単純な操作ミスということで、以後このようなことがないように指導はしてまいります。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 遠藤総務課長補佐、駐車する場所が駐車スペースであったのであれば輪どめがあったのかなかったのか。

遠藤総務課長補佐。

○総務課課長補佐（遠藤博生君） 失礼いたしました。

本件の事故が発生した場所につきましては、駐車区画のない場所でございますが、その場所で作業を行っておった軽トラックが車どめのないところを走行した結果そのような事故が起きたという状況でありました。

失礼いたしました。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 敷地の中でそういう危険箇所というか、あれと思うところはカラーコーンでも何でも置いて隣接する建物関係に支障のないような管理体制をとっておいてください。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 遠藤総務課長補佐。

○総務課課長補佐（遠藤博生君） ありがとうございます。

ご指摘ももっともだと思いますので、以後徹底してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 相手の損害額が13万1,900円ということなのですけれども、これは共済組合というか、保険で払うということで町の持ち出しはないということなのですけれども、やはり保険を使うと次また上がるということもありますので、そういったことは十分にその共済組合とお話しして、これ3万円、5万円だったら絶対に町で払ったほうが得かなと思うのですけれども、13万円というちょっと際どい金額なのですけれども、これからはそういう金額に応じてどっちが得かなと、そういう作業をやるべきだと思うのですが、今回それやられました。

○議長（塚野芳美君） 遠藤総務課長補佐。

○総務課課長補佐（遠藤博生君） ありがとうございます。

そのような検討は行ったところでありますが、検討を行った結果保険で対応すべきというふうな判断を行ったところでございます。なお、今ご指導いただいたこともございますので、以後このような事故が発生しないことが一番だと思いますが、万が一発生した場合はそのような検討を常に重ねていきたいと思っております。

お願いします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって報告第1号 専決処分の報告についての件を終わります。

○報告第2号 専決処分の報告について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

松本総務課長補佐の朗読を求めます。

松本総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 報告第2号 専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

本報告案件は、平成30年3月9日町議会の議決を受けたため池放射性物質対策工事（1工区）に係

る工事請負契約についての一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告をするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） おはようございます。それでは、報告第2号 専決処分の報告についての内容をご説明させていただきます。

今回報告させていただきます専決第13号 工事請負契約の一部変更の専決処分につきましては、平成30年3月9日開会の第2回3月定例会において工事請負契約の締結について議決をいただき工事に着手し、昨年12月25日に完成しましたため池放射性物質対策工事（1工区）、北郷第2、第3ため池についてであります。専決処分につきましては、工事内容の一部に変更が生じたため、町長の専決処分事項の指定についての第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号別紙資料をごらんください。工事の一部変更の主な内容といたしましては、北郷第2ため池の底質除去工において施工対象範囲以外にも高濃度汚染が確認されたことから施工対象面積が増加したこと、また北郷第2、第3ため池ともに発生土処理工の袋詰めにする除去土壌量がかさんだことにより増額変更が生じたものであります。専決処分の工事請負金額としましては、160万2,720円の増額であり、専決前の請負代金1億6,826万4,000円を1億6,986万6,720円に変更したものであります。今回の専決処分につきましては、工事請負代金の変更額が増額率として0.95%であり、かつ500万円以下であるため、指定事項に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、報告第2号の専決処分についてご報告させていただきます。よろしく願いします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 変更内容の資料まで出しているのだから、2号ため池、3号ため池も施工面積ただの増でなく、幾らに対して幾ら増になったのだからとか、敷鉄板も同じだし、ちょっと漠然とし過ぎているのではないの。別なほうで160万2,700円増はわかるのだけれども、内訳ぐらい、数量ぐらい出してください、比較対照できませんので。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 大変申しわけございません。

添付させていただきました資料の中で数字的なもの記載させていただかなかったことによりましてのご質問でございました。こちらの増額面積につきましては、360平米ということで面積が増加したものでございます。なお、今後こういった添付させていただく資料につきましては、そういった内容がわかりやすいような資料づくりに努めてまいりますので、よろしく願いしたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（猪狩 力君） 失礼しました。

4,388平米から4,748平米にふえまして、その差が360平米でございます。敷鉄板につきましては、131平米増加したものでございますが、こちらにつきましては230平米からの増ということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） だから、資料で2号ため池変更内容だったら施工面積が要は何平米でいいし、発生土だったら何m³立米増になったのだから、敷鉄板何平米になったのだから。3号ため池も同じ。せめてこのぐらい教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 再度ご答弁させていただきます。

北郷第2につきましては、先ほど申し上げましたトータルで360平米でございますが、北郷第2の発生土処理工につきましては、北郷の第2が297袋から485袋にふえまして、こちらで168袋ふえてございます。それから、北郷第3につきましては、140袋から226袋に変更しまして、プラス86袋ふえてございます。

それから、仮設工につきまして、先ほど北郷第2につきましては230平米と申し上げました。そこから131平米ふえまして361平米にふえたものでございます。なお、北郷第3につきましては、131平米だったものがゼロということでございます。こちらは、処理プラントが1つにしたものでなくなったというものでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 今後は、数量あるわけだから、数量わかるように入れてください。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 大変申しわけございません。

こういった資料にわかりやすい数値的なものを今後記載させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 工事が終わってその後の精算という形だと思うのですが、そもそもこの工事対象面積の増、北郷第2ため池2カ所ありますよね。これ何でそもそも最初から設計に入っていないのか。それが私ちょっと不思議に思うのですが、当然これ堤の中だと思うのですが、1カ所は。これ多

分水たまっていなくてヘドロだけ沈殿していたような状況になっていたのかな。水たまっているとすれば、当然当初の設計でありますよね。あとはこの左上、これは水、オーバーホールする場所なのかなと思うのですが、この部分は大分コンクリートできている構造物かと思うのですが、今12番さんの質疑応答の中でヘドロの袋の枚数とかそういうものを言っていました、ここは実際はコンクリートの構造物の除染したのかなと思うのですが、その辺どうなのですか。

あと作業ヤードの敷鉄板の増となっていますが、これ敷鉄板増して引かなければならぬほど軟弱盤ではなかったのだと思うのだけれども、その増にした理由ちょっと、どういうわけで増にしたのか。これは、かなりかたい場所で車もその前も十分出入りできるような場所なのです。だから、その辺の増にした理由が多分軟弱盤とかそういう理由があれば増が当然だと思うのですが、その辺をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 1点目の面積がふえた原因と伺いますか、施工前に業者側でサンプリングを行った中で高い部分が発見されたというようなことでした。調査そのものは平成28年度に調査で行ったものなのですが、経過の中で業者側がサンプリングしたところそういった高濃度が発見されたために施工箇所として実施したものでございます。なお、ご質問いただいた左側の箇所につきましても、そのようなサンプリングの中で発見されたというようなことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、敷鉄板のプラントの集約したことによる敷鉄板のところではございますが、議員おっしゃるような軟弱というようなこともあろうかと思いますが、実際に上と下で1カ所ずつあったプラントを1カ所にしたと。効率的なものも考慮した上で作業的などというふうなこともございますが、そうした中で実質枚数がちょっとふえたというようなことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 右側に関しては、水はなかった場所なのですか。上まで水が、ため池ですから水があるのが普通なのですが、渇水期で水が減っていて上がヘドロの部分で新たにサンプリングしたということであればわかるのですが、普通に考えれば、この黄色いところは水がたまっているという考え方です。そうすれば、設計時で全体をやるのが本来の姿なのかなと思うのですが、何でこの部分抜けていたのですか。

あと左上に関しては、これコンクリート構造物です。それと、あと敷鉄板の増というのは、軟弱盤でなかったら増しなくても多分済んだのかなと思うのです。だから、鉄板引かなくてはどうしてもだめだという内容を聞かせてくれれば、軟弱盤以外の内容があるとすれば。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 1点目の右側の奥の面積が入っていなかったということにつきまし

ては、こちら事前調査、先ほどご回答させていただきました事前調査の中ではそういった判断していたところでございますが、実際にサンプリングを行った中でやはりここは高くなっているというようなことで実施対象面積として加えたということをご理解いただきたいと思います。

なお、あと鉄板につきましては、やはり議員ご指摘の軟弱地盤というようなことが第一なのですが、ただほかの理由ということにしましては、今現在時点でふえた理由というものは、実際に必要だということでご引いたものですから、地盤が弱かったというご理解でいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、あとですから、北郷第2ため池の左上の部分がコンクリート構造物ではないかということとそれから面積ですけれども、ふえた2カ所の部分、北郷第2で。これは、事前調査の段階で水がなかったからその対象になっていなかったのか、それともそれとは別にどういう理由でここがふえたのか。この黄色の着色からすれば、この部分も本来であれば事前調査の時点で把握できていたであろうということなのですよ。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 水が張っているところにつきましても、平成28年度におきましても水が張っているところで事前調査としては対象の濃度が8,000ベクレルということで対象にしなかった部分ですが、実際には再度サンプリングをしたときに高いという状況が発生したために面積として加えたというご理解をいただきたいと思います。

あとコンクリート部分ということのご指摘なのですが、こちらにつきましても同様のサンプリングの中でということなので、色的に塗った部分についてちょっとコンクリートの部分と重なっているのではないかというご指摘だと思うのですが、そこもサンプリングをした中での土壌がやはり8,000ベクレルということより増していたということで再度面積に加えたということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ちょっと私わからないのですけれども、1つのため池で全般に水がたまっていたと。その中でサンプリングして8,000ベクレル以下とか8,000ベクレル以上とか、そんなに同じ水たまっているエリアで数字が違う場所出てくるのですか。例えばため池の半分が1万ベクレルだと、半分が8,000ベクレル以下だと。そうした場合には、その8,000ベクレル以下の部分は半分はやらないの。1万ベクレルあったため池の真ん中から半分だけをやるの。ちょっと理解できないの私そこなのです。だから、これ全体に黄色のところ水たまっているとすれば、この赤の部分が28年ですか、調査のとき8,000ベクレル以下だからやる必要ないということでご設計組んだということだと思っております。よそのため池でもそういう現象起きたときには、では半分は8,000ベクレル以下だからやりませんよ、半分はやりますよという発注の仕方するのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） サンプリング結果に基づきまして、実質面積を出した中で実際やる面積を確定させてなおかつ施工する段階で実際に大丈夫かどうかということをサンプリングをした中で実際高濃度になっているということが発覚したので、面積をふやしたということですので、議員ご指摘の例えば半分が明らかに28年度調査で低ければ対象面積から一旦外すことになる。ただ、サンプリングして実際大丈夫かどうかということをやってみた結果高いのであれば、それは変更の中で工事施工面積として加えると。そのような考え方ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって報告第2号 専決処分の報告についての件を終わります。

○議案第1号 工事請負契約について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、議案第1号 工事請負契約についての件を議題といたします。

松本総務課長補佐の朗読を求めます。

松本総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第1号 工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

本議案は、曲田都市計画街路4号線地盤改良工事の仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、議案第1号 工事請負契約について内容をご説明申し上げます。

今回上程させていただきました工事請負契約は、道路新設改良事業による県道広野小高線と町道停車場岩井戸線を結ぶ福島再生加速化交付金の補助事業として進めております曲田都市計画街路4号線の新設に係る工事であります。本工事につきましては、さきの第8回12月定例会におきまして、議案第93号 平成30年度一般会計補正予算（第4号）で本工事に係る予算を追加補正し、また事業名、道

路新設改良工事の1工事として本工事の繰越明許費の補正を行ったものであります。

資料3ページ、議案第1号別紙資料1をごらんください。本工事請負契約の締結に係る工事請負契約書です。工事の名称は、曲田都市計画街路4号線地盤改良工事であります。工期は、完成を平成31年5月31日としております。工事請負代金は、消費税を含め1億15万9,200円であります。請負者は、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。なお、裏面4ページには本契約の特約条項を、5ページには入札状況調書を添付しております。

次に、資料7ページ、議案第1号別紙資料2をごらんください。本工事請負契約に係る工事の概要になります。初めに、資料左側、1、計画図面をごらんください。工事箇所は、大字仏浜地内JR富岡駅の南側にかけている跨線橋の東側で、跨線橋橋台と浜街道から延びてくる盛り土築造道路との間になります。工事の内容につきましては、橋台と盛り土道路をつなぐ補強土壁区間の地盤改良として、資料右上の3、参考図のように、所定の支持力が得られる地層まで専用重機により柱状にセメント系固化剤を混合注入させ、上部に築造する補強土壁盛り土道路の基礎支持力を確保する地盤改良工事になります。工事工程につきましては、左下の2、工程表のとおりであり、準備工の土質調査から始まり、実改良期間として約45日、全体工期としては約4カ月となっております。工事数量の概要については、右下の5、工事概要のとおりであります。本工事につきましても、安全を第一に工期内の完成を目指し工事を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず、7ページのやつの資料で2の工程表の1段目、準備工・事前土質調査、それと3の施工図の図面から追いかけた状態でこの工程表の事前土質調査の中でどこまで調査するのか。事前に発注前にこの設計書、その時点で湧水関係の確認しているのか。地上GLから何ぼと何ぼの線で湧水があるのかないかやっているといると思うのだけれども、それやっていると添架量の量の計算も何にもできなくなってしまう。そこら辺どうなって工事、工程の工期をつかんでいるのかちょっと教えて。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

今回工事の範囲に入る土質調査という、準備工での土質調査というものは、あくまでも確認ということでございまして、町でこのところボーリング調査も行い湧水も確認しているところではございますが、乗り込んだ業者さんでも合意を得るための準備工としての確認が設計の中に入っているということでございますので、資料については町でも今提出しているところではございます。湧水につきましても、ちょっと手元に資料はございませんが、こちら確認しているところではございまして、そちらの資料についても全て提出の上確認のための準備工というふうでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 大体の説明ではわかるのだけれども、富岡町内でも17メートルも深層打ち込むのは初めてのケースだし、簡単に考えていると取り返しつかなくなる。17メートルもむわけだから、ましてやJRの下部工があって、図面3の工法を見てもそれより浅いほうでも8メートル打ち込むわけだから。何言いたいかというと、そんなに簡単に考えていてあの地区大丈夫なのかなと思って。請負業者で事前にある程度やるのもわかるけれども、とにかく深さが深さだから、その点は十二分コンサルと協議してやってくれているのと思うのだけれども、大丈夫なのですか。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） この件に関しましては、最初に出た設計図書、その後JRさんでご存じのように現在町でJR水戸支社と協定を結びまして上部工の仮設工事を行いました。この橋台の背後地にもベントというものを立てまして、到達した上部工が乗っかるような形でベントを立てております。そのときのくい長さ等々も想定と若干違いましたので、さらに詳細な土質調査を行ったところでございまして、今回につきましては今までの駅前の軟弱土、あとこの近辺の軟弱土ということで、かなり我々も懸念材料が多かったもので、十分な調査したつもりでございしますが、その結果をもとに現在このような工程で進められると考えております。また、調査も全てこの区間小まめにボーリングをピッチを1メートルとかそういう形でやることもなかなかできなかったもので、想定線急に上がるとかないと思いますが、このような形である程度いけるのではないかとということで今回発注し、工程もこの工程でいけるものとして調整したところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） とにかくこれ岩盤線西から東海に入って深くなっているわけだし、ここの地層と同じだとは言いませんけれども、このJRの東側のライン、南側、環境省さんの瓦れきの処理場、焼却炉、ここで深層混合の基礎をやっているわけだから、そこからもうデータもらっておいて、もしかのときにすぐ対応できる体制とっておいたほうが私はいいと思いますので、お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。

こちらのデータについては、データはあったことにこしたことはないもので、すぐに対応できるような形で我々も関係、こちらで工事をしてあったところとのデータを共有させていただくように努めてまいりますので、ご理解のほどをよろしく願いします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

今12番さんとのやりとりを聞かせていただいて、工程的にはできるだろうというようなお話であったので、標準工期とれているのかなという感じがするのですが、金額と工法を考えるとちょっともう少し余裕を持ってよかったのかなと思うので、その辺標準工期とれているかどうかちょっとまず確認させてください。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

標準工期、一般的に土木の発注ですと金額からの標準工期ということとあとは実質工程を引いての標準工期という2通りの考え方があるかと思えます。今回につきましては、金額からすると当然この1億円を超えるような工事であれば半年以上の工程になるのが一般的でございますが、こちらの深層改良屋さんと調整し、今回も乗り込みの次もあるのですけれども、乗り込み時期等々も確認したところ、この本数であればこの日数で対応できるというようなネットワークを引きまして今回工期を設定させていただきましたので、そちらからの標準工期というような考え方で発注させていただきました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 前から私いろんな工事の件でお話しさせていただいているのですけれども、やはり安全と品質を確保するためには、工期は長過ぎてはいけないと思えますけれども、ある程度余裕を持った工期設定というものが必要かと思っております。今回は、これはできるというような裏づけはあるようなのですが、もう少し何かあれば工期延長と簡単に考えないで、ぜひ工期というものは少し長目にとっていただいて、その中で早目に工事終わることは可能だと思えますので、そういったところも考えながら工期設定をこれからしていただきたいと思えます、これは全般的なことなのですけれども、どうぞそのあたりちょっとご答弁いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。

確かに今いろいろと町で発注している工事については、金額から出す標準工期がとれば一番安全、確実な安全と十分な対応ができるのかなとは思っているところでございますが、どうしてもタイトに進めなくてはいけない、次のところがあるということで、我々としてはその工種等々のネットワークより算出し、できる範囲でということで発注させていただいているところが現実でございます。その中でも次の工事との調整がきくようなものについては、なるべく金額からの標準工期等々もあわせて検討してまいりたいと思えますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ちょっと二、三点お聞きします。

これ通常改良ということなのですが、これだけ橋台に接近していて、通常改良の場合には構造

物押ししてしまうという可能性もあるのです。その辺は、十分協議の中で設計組んでいるから大丈夫だと思うのですが、その辺も頭に置いて考えたのか。

あと軟弱盤だということで通常改良やるということでこれだけの本数を打つわけですが、本来この上に構造物が上がるのであればやはり十分力発揮すると思うのですが、これここからJRから上は盛り土工法ですよ。盛り土工法にした場合に、脇に逃げる部分考えているのか。両脇が軟弱盤であれば、そちらにある程度逃げる部分も考えなくてはならないのかなと思うのですが、それ考えていないと当然軟弱盤に逃げていって沈下が起きるという可能性も大なのかなと思うのですが、これだけ駅前の土地が狭い部分に何でこの盛り土工法を採用するのか、最終的な仕上がりです。これ擁壁でとめれば土地も余り使わなくて済むし、改良した上に構造物をきちっと乗せておけば地盤沈下も起きないのかなと思うのですが、その辺この工法を選んだ理由。曲田開発の中で、強いて言えば富岡駅前、一番メインの工事ですばらしいものができるのかなと思うのですが、土地が余りもったいなかったなという感じしますので、その辺のこの工法を選んだ理由お聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 資料ちょっとわかりづらくて申しわけございませんでした。実は、こちらの盛り土の部分につきましては、線路から東側の災害圏区域でございまして、議員のお話のありました駅については、議員のおっしゃられるとおり、擁壁工によって盛り土していくような形になっております。ちなみにですけれども、こちら先ほどのご心配の中でこの改良の中で当然薬注とかセメント混合を注入すれば盛り上がってくるということもございまして。今回採用しておりますこの工法は、土木の標準仕様書にもございまして、そちらの中で2枚の羽でひょうたん型に改良していくという特殊な工法でございまして、こちら注入した土が盛り上がる量が少ないというような特徴がございまして今回こちらを採用させていただいたところでございまして。また、こちらにつきましても、ちょうどこの平面図で言うと右側のちょっとグレーになっているところなのですけれども、こちらが盛り土部分でございまして、この盛り土と実は橋台、今JRにかけてある橋ですか、こちらの区間は擁壁工によってつなぐところでございまして、その擁壁のところの地盤改良ということで今回軽量盛り土工法で行うところでございまして、こちらでそういう擁壁の土どめという形での支持力を得るといって今回改良させていただくことと考えておりますので、よろしく願いいたします。資料、済みません、わかりづらくて申しわけございませんでした。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） こちらで見方わからなくて申しわけありませんでした。何せメインの場所になりますので、すばらしいものをつくってもらいたいと。あと工期も設定したら、もう当然できる工期だとすればこれで上げるのがベターなのでしょうけれども、施工業者からいろいろ工期の延長とかそういうもの出てきた場合にはスムーズに対応しても問題ないのかなと思います。いろんなこの駅前の工事に関しては、軟弱盤だということで本当に担当課は苦勞したと思うのです。それなりに指名業

者を選定して、できる業者、自信のある業者が手を挙げてとっていると思いますので、素晴らしいものを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） すばらしいものをつくるには、やはり町発注者だけではできません。あと施工者だけでもできませんので、我々町と工事業者一体となって金銭に見合う、できればそれ以上のものをできるように頑張っていきたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第2号 工事請負契約の変更について

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、議案第2号 工事請負契約の変更についての件を議題いたします。

松本総務課長補佐の朗読を求めます。

松本総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本議案は、曲田都市計画街路3号線外整備工事の変更に係る仮契約が調いまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第2号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

今回上程させていただきました工事請負契約の変更契約は、平成30年第7回9月定例議会で議案第73号として工事契約の同意をいただき進めておりました曲田都市計画街路3号線外整備工事に係る変更契約であり、変更内容としましては、未工期の変更であります。本工事につきましては、さきの第8回12月定例議会において議案第98号 平成30年度曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）で本工事に係る予算を事業名、曲田都市計画街路3号線外整備工事、金額1億2,000万円として繰越明許費の補正を行ったものであります。未工期の延長、変更することにつきましては、本工事の地盤改良工法であるパワーブレンダー工法が昨年度の上期各地で発生しました豪雨災害の復旧工事が本工事契約後に本格的に始まり、当該地盤改良工法が災害復旧工事で多く採用されたことにより、本工法のできる業者の現場着手に約3カ月の不測日数が生じたことが判明したことによるものであります。

資料9ページ、議案第2号別紙資料1をごらんください。本工事請負変更契約の締結に係る工事請負変更契約書です。工事の番号、名称は、第15-1-10号、曲田都市計画街路3号線外整備工事であります。請負者は、株式会社高葉建設です。本変更契約書における条項につきましては、第1条及び第2条については今回の変更の対象外により削除しており、第3条で工事の完成工期を平成31年3月22日から平成31年6月24日に改め、第4条でそのほかは現行時請負契約書のとおりとしたものであります。今後とも安全第一に工事を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 改良工事の業者がなかなか手薄で見つからないということですが、現実的にいつから現場着手するのですか、改良工事に関して。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 今週末から現場1度調査来られまして現地の機器の搬入を計画し、来週から重機の搬入、組み立てが始まる工程で今進めているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） はい、わかりました。

全く今課長の説明のとおり、現場着手はしていたものの改良工事の業者がなかなか着手できなかったということで、この数字のとおり3カ月おくれということで始められるということ。順調にこれか

ら進むのかなと思いますので、安全第一でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。

工事については、何よりも安全、工事の安全、あと歩行者、町民の安全を図りながら進めてまいりますので、ありがとうございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて平成31年第1回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時00分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成31年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 三 男

議 員 渡 辺 英 博